

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を示します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっていることから、市においても、この「基本的対処方針」に則って対策を実施します。

なお、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施や縮小・中止時期の判断方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にすることとします。

未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県及び近隣市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県との連携を図り、継続的に情報収集を行います。

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の策定

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の策定を行い、必要に応じて見直しておくこととします。

(1)-2 体制の整備及び国・県・市町村等の連携強化

- ① 国、県、近隣市町村、指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します³⁶。
- ② 市連絡調整会議を適宜開催し、発生時に備えた対応等を検討し、必要な準備を行うとともに、情報共有を図ります。
- ③ 北筑後保健福祉環境事務所が必要に応じて開催する地域新型インフルエンザ等対策連絡会議において、技術的助言を得るとともに対策の検討や情報共有を図ります。

³⁶特措法第12条

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜協力します。

【参考】県等による措置

●情報収集

- ① 県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。
- ② 県は、インターネット等により感染症情報を入手し、分析、整理します。
- ③ 県は、海外駐在事務所等から鳥インフルエンザ発生地域等における発生情報等の情報を入手し、分析、整理します。

●サーベイランス

- ① 県等は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（インフルエンザ定点医療機関）において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握します。また、インフルエンザ定点医療機関のうち、概ね 10%の病原体定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握します。
- ② 県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握します。
- ③ 県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、県と連携し、各種媒体を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行います³⁷。
- ② ホームページ・広報紙・研修会等を通じ、新型インフルエンザ等の基本的な知識、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染予防策など、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

(3)-2 体制整備等

コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下のことを行います。

- ① 新型インフルエンザ等発生時の対応等の情報について、小郡三井医師会、近隣市町村等の関係機関と情報を提供・共有できる体制を整備します。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、医療機関やその他情報を必要としている者に対し、確実に情報提供できるよう体制整備を図ります。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておくこととします。

³⁷特措法第13条

- ④ 常に情報を受け取る側の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を検討します。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時の広報体制について検討を行います。
- ⑥ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づき、コールセンター(相談窓口)を設置する準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑わしい場合は、「帰国者・接触者相談センター³⁸」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ② 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策について、理解促進を図ります。

(4)-2 地域対策・職場対策の周知

市は、県と連携を図り新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における感染対策について周知を図るための準備を行います。また、市は県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

(4)-3 学校・施設等への対応

県では次のとおり対策を行います。

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

【参考】県による措置

県等は、学校等や社会福祉施設などの施設等に対して、インフルエンザの感染予防策を啓発し、患者発生時の対応等についてあらかじめ検討するよう要請します。

- ① 県等は、学校等に対して、インフルエンザの感染予防策(手洗い・うがい・咳エチケット等)の啓発や患者発生時の対応等必要な対策についてあらかじめ検討するよう要請します。
- ② 社会福祉施設などの施設等は、新型インフルエンザ等発生後も継続的な施設運営が求められることから、県等は、施設内発生に備え患者発生時の対応等や感染拡大防止策についてあらかじめ検討するよう要請します。

(4)-4 防疫措置等

【参考】国による措置

国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の患者に対する疫学調査等、防疫対応を的確に実施できるよう準備します。

(4)-5 検疫所との連携

国、県等では次のとおり対策を行います。

市は県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

³⁸海外発生期から国内発生早期までの間に設置します。

【参考】国、県等による措置

国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策³⁹の実施に係る体制整備を進めるとしています。そのため、県等は、福岡検疫所と定期的に情報交換を行い、新型インフルエンザ発生国からの帰国者への対応等について協議を行うなど連携を強化していきます。

(5) 予防接種**(5)-1 ワクチンの供給体制**

国、県等では次のとおり対策を行います。

市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集します。

【参考】国、県による措置

ワクチンのうち、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンについては、国において開発・製造及び確保を行うこととなっています。県においては、ワクチンが円滑に流通できるように体制を構築するとともに、必要に応じて、流通調整を行います。

(5)-2 基準に該当する事業者の登録

- ① 国は、医療の提供並びに国民生活及び国民生活の安定を確保するため、緊急の必要があると認めるときに特定接種が行えるよう、基準に該当する事業者の登録を進めることとしています。市は、国からの要請等があった場合には、事業者に対して、登録作業に係る周知を行います。
- ② 市は、国からの協力要請があった場合には、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力します。

(5)-3 接種体制の構築**(5)-3-1 特定接種**

特定接種の対象となり得る本市職員を把握するとともに、集団的接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進めます。

特定接種は、原則として集団的接種により行うこととするため、登録事業者は、企業内診療所等において接種体制を構築する、又は接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により接種体制を構築することとします。

なお、100人以上の集団接種体制を構築できない登録事業者については、登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制の確保を図ることが求められます。

(5)-3-2 住民接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市の区域内の居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制の構築を図ります。
- ② 円滑な住民接種の実施のため、国や県の技術的支援を受けて、あらかじめ市町村間

³⁹水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではないとされています。

で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

- ③ 国においては、住民接種に係る接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行うとされています。市は、国が示すモデル等を参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要があります。

(5)-3-3 情報提供

県では次のとおり対策を行います。

市は、県と連携してこれらの情報を住民に対し積極的に提供します。

【参考】県による措置

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、県内における供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について、広く県民に対して情報提供を行い、理解促進を図ります。

(6) 医療

(6)-1 地域医療体制の整備

県等では次のとおり対策を行います。

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置

- ① 県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進していきます。
- ② 県等は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行います。
- ③ 県等は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請します。また、県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

(6)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県等では次のとおり対策を行います。

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置

県等は以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ① 県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努めます。
- ② 県等は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等)または公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。

- ③ 県は、政令市等の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握します。
- ④ 県は、政令市等と連携し、感染症指定医療機関の病床が不足した場合に備えて、新型インフルエンザ患者の入院治療が可能な入院協力医療機関について、二次医療圏等の圏域毎に具体的な検討を行います。
- ⑤ 県は、政令市等と連携し、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等⁴⁰で医療を提供することについて検討します。
- ⑥ 県等は、地域の医療機能維持の観点から、透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、透析患者や妊婦などが新型インフルエンザ等に罹患した場合の受け入れ医療機関を確保するよう検討します。
- ⑦ 県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

(6)-3 研修、訓練等

【参考】県等による措置

県等は、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

(6)-4 医療資器材の整備

【参考】県等による措置

県等は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備します。県等は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。

(6)-5 検査体制の整備

【参考】県等による措置

地方衛生研究所を設置する県等は、国の支援を受け、地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を速やかに整備します。

(6)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

【参考】県による措置

県は、県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄します。なお、その際には、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ行うこととします。

(6)-7 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

【参考】県による措置

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給する体制を構築します。また、必要に応じ、流通調整を行います

⁴⁰特措法第48条

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 業務計画等の策定

県では次のとおり対策を行います。

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

【参考】県による措置

- ① 県は、事業者に対し、職場における感染防止策の啓発や患者発生時の対応等について、あらかじめ検討するよう要請します。
- ② 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認します。

(7)-2 物資供給の要請等

県では次のとおり対策を行います。

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

【参考】県による措置

県は、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請します。

(7)-3 要援護者への生活支援

基本的対処方針に基づき、地域感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておきます。

(7)-4 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

(7)-5 物資及び資材の備蓄等⁴¹

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等を行うとともに、施設及び設備の整備等を図ります。

⁴¹特措法第10条

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとることとします。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国や県と連携・情報共有しながら、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① WHO が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表など海外における新型インフルエンザ等の発生又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した⁴²場合には、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し公表します⁴³。
- ② 国は、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し直ちに公示します。
- ③ 市は、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときには、国内発生に備え市連絡調整会議により必要な対策の準備を行うとともに、情報共有を図ります。また状況に応じて市対策本部を設置します。
- ④ 必要に応じ、県、近隣市町村、関係機関等との情報の交換、認識の共有を図るとともに、市内での患者発生に備えた新型インフルエンザ等対策に係る協議を行うなど連携を強化します。
- ⑤ 県等は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる⁴⁴新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。

⁴²感染症法第44条の2第1項、44条の6第1項

⁴³特措法第15条第1項、第2項、第16条

⁴⁴ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられます。

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置

●情報収集等

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する国内外の各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。
- ② 県は海外駐在事務所等から新型インフルエンザ発生地域における発生情報等入手し、分析、整理します。

●サーベイランスの強化等

- ① 県等は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。
- ② 県等は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、すべての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始します。
- ③ 県等は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況及び正しい知識についての情報提供体制を強化します。
- ② 様々な広報媒体を用いて、新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生に向けた準備(基本的な知識、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染予防策、食料等の備蓄)等についてできる限り迅速に情報提供するとともに、必要に応じて、記者会見等の適切な方法を用いて、市民への注意喚起を強化します。また、外国人、障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供及び注意喚起を強化します。
- ③ 新型インフルエンザ等の有症状者の早期発見、感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等が疑われる症状が出現した場合の対応について、周知を行います。

(3)-2 情報共有

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況や国内発生時の対応等について、県、近隣市町村、関係機関等と情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。
- ② 医療機関やその他情報を必要としている機関に対して、適宜必要な情報提供を行います。

(3)-3 相談窓口の設置

国からの要請に基づいて、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、適切な情報提供等を行います。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 個人における対策の実施

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

(4)-2 県内でのまん延防止対策(防疫調査等)の準備

【参考】県等による措置

県等は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めます。

(4)-3 学校・施設等への対応

【参考】県等による措置

県等は、学校等や社会福祉施設などの施設等に対して、新型インフルエンザ等の感染予防策(手洗い・うがい・咳エチケット等)の徹底や施設内における感染拡大防止策の徹底、有症状者(発熱・呼吸器症状等)の把握等を要請します。

(4)-4 検疫所との連携

【参考】県等による措置

- ① 県等は、検疫所から提供される入国者等の情報を有効に活用し、必要に応じ協議を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大をできるだけ抑えるために連携して対応します。
- ② 県等は、検疫所から、同乗者(患者と同じ航空機または船舶に乗り合わせた者)や発生国からの入国者等、隔離⁴⁵・停留⁴⁶は必要でないが新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者として通知を受けた場合には、定められた期間、該当者の在宅において健康監視を行います。

【参考】国における水際対策について

- ① 国は、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布します。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配布⁴⁷及び診察⁴⁸等を実施し、病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康監視⁴⁹等を行います。また、質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供されます。
- ② 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を次のように指定し、集約化を図ることを検討します。
 - ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応が検討されています。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応します。
 - ・ 貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応するとされています。

⁴⁵検疫法第14条第1項第1号

⁴⁶検疫法第14条第1項第2号

⁴⁷検疫法第12条

⁴⁸検疫法第13条

⁴⁹検疫法第18条第4項、感染症法第15条の3

(5) 予防接種

(5)-1 接種体制

(5)-1-1 特定接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定し、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めます⁵⁰。
- ② 国は、基本的対処方針を踏まえた接種対象者及び国家公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います⁵¹。
- ③ 市は、国及び県と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(5)-1-2 住民接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始します。市は、国と連携して、接種体制の準備を行います。
- ② 国の要請に応じて住民接種が速やかに実施できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。

(5)-2 ワクチンの供給

【参考】国、県による措置

- ① 国は、基本的対処方針に基づき、供給量についての計画を策定するとともに、ワクチンが円滑に供給されるよう流通管理を行います。
- ② 県は、管内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築します。

(5)-3 情報提供

県では次のとおり対策を行います。

市は県と連携して情報を積極的に収集し、関係者に対し情報提供を行います。

【参考】県による措置

県は、国と連携し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行います。

(5)-4 モニタリング

県では次のとおり対策を行います。

市は県と連携して情報を積極的に収集し、関係者に対し情報提供を行います。

【参考】県による措置

県は、特定接種を実施した場合、国において行われる、接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を、関係者に情報提供します。

⁵⁰ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるとされ、また、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いるとされています。

⁵¹ 特措法第 28 条

(6) 医療

(6)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

【参考】国、県等による措置

国は、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知します。県等は、国の定める新型インフルエンザ等の届出基準を医療機関に周知徹底し、新型インフルエンザ等の患者を診察した医師が、感染症法に基づく届出を確実に行うようにします。

(6)-2 医療体制の整備

【参考】県等による措置

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断等が行われます。そのため、県は、帰国者・接触者外来を整備します。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県等は、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備します。
- ③ 県等は、国と連携して、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ④ 県等は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、地方衛生研究所で亜型等の検査を行うとともに、必要に応じて、国立感染症研究所に確定診断を依頼します。
- ⑤ 患者が、新型インフルエンザ等の診断基準を満たす場合には、感染症法に基づき、感染症指定医療機関へ入院勧告を行うこととなるため、県等は、感染症指定医療機関や入院協力医療機関の受入準備について確認します。
- ⑥ 感染症病床が満床になった場合に備え、県は政令市等と連携し、入院協力医療機関に対して、入院病床の確保等の準備を要請します。

(6)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

【参考】県等による措置

- ① 県等は、国と連携して、帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ② 県等は、国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

(6)-4 医療機関等への情報提供

【参考】県等による措置

県等は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6)-5 検査体制の整備

【参考】県等による措置

地方衛生研究所を設置する県等は、国の支援を受け、地方衛生研究所において新型コロナウイルス等に対する PCR 検査等を実施する体制を速やかに整備します。

(6)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

【参考】県等による措置

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ② 県等は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう、医療機関に対して要請し、又は自ら行います。
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・在庫状況を把握するとともに、必要に応じ、流通調整を行います。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 要援護者への生活支援

基本的対処方針に基づき、県と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について準備を行います。

(7)-2 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、県と連携し、準備を行います。

(7)-3 その他の対応

市は、県及び指定地方公共機関等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力します。

県及び地方公共機関等では、次のとおり対策を行います。

【参考】県、指定地方公共機関等による措置

- ① 県は、事業者に対して、新型コロナウイルス等の国内発生に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請します。
- ③ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行います。また、国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備を行うよう要請します。

県内未発生期～県内発生早期

(県内未発生期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・ 都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(県内発生早期)

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が、緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとります。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- 5) 県内(市内)感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

【参考】国による措置

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示します。

(1)-2 政府現地対策本部の設置

【参考】国による措置

国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置します。

(1)-3 市の実施体制

- ① 引き続き市連絡調整会議及び市対策本部により対応を検討します。
- ② 必要に応じて、県、近隣市町村、関係機関等と協議を行い、情報の共有を図るとともに、連携を強化します。

【参考】県の実施体制

- ① 引き続き、県対策本部及び県対策本部幹事会により対応を検討します。
- ② 必要に応じ、福岡県感染症危機管理対策委員会を開催する等により適宜学識経験者からの意見を聴取します。
- ③ 必要に応じ、県対策本部幹事会、その他連絡会議を開催し、県庁、政令市等、消防機関等の各部局がもつ情報を交換し、関係部局における認識の共有を図るとともに、県内での患者発生時の対応等について協議を行うなど連携を強化します。
- ④ 県内の政令市等、隣接県等と、新型インフルエンザ等対策について必要に応じて協議を行い、情報の共有を図るとともに、連携を強化します。

(1)-4 緊急事態宣言の措置

(1)-4-1 緊急事態宣言

【参考】国による措置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言⁵²を行うとともに、変更した基本的対処方針を示します。

(1)-4-2 市対策本部の設置

海外における新型インフルエンザ等発生により政府対策本部が設置された場合、市は状況に応じて「市対策本部」を設置しますが、緊急事態宣言がなされた場合、特措法に基づく「市対策本部」とし引き続き対応にあたります⁵³。

⁵²特措法第 32 条

- 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例や WHO の判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われます。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国は緊急事態宣言を行うか否かの判断を求められることとなりますが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられています。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第 32 条第 1 項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第 6 条第 1 項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、国の基本的対処方針等諮問委員会で評価するとされています。
 - 特措法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第 6 条第 2 項）、その運用に当たって感染症法第 15 条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価されます。
- ※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行います。

⁵³特措法第 34 条

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置

●情報収集

県等は、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じるなどして必要な情報を収集・分析し、状況把握に努めます。

●サーベイランス

- ① 県等は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化します。
- ② 県等は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集します。

●調査研究

県等は、発生した県内患者について、初期の段階には、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県と連携し、国内・県内における新型インフルエンザ等の発生状況、感染対策の内容等について、できる限り迅速に情報提供を行い、市民への注意喚起を行います。
- ② 特に、一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、手洗い・うがい・咳エチケットなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知します。
- ③ 県は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。

(3)-2 情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情報について、県、近隣市町村、関係機関等との情報共有を図ります。

医療機関やその他情報を必要としている機関に対して、適宜情報提供を行います。

(3)-3 相談体制の充実・強化

国からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化します。

(4) 予防・まん延防止

市は、県と連携し、以下の取り組みに適宜協力します。

(4)-1 県内でのまん延防止対策

【参考】県等による措置

- ① 県等は、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行います。

② 県等は、業界団体等を経由し、又は直接住民、事業者等に対して次の要請を行います。

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。

(4)-2 学校・施設等への対応

【参考】県等による措置

県等は、学校等や社会福祉施設などの施設等に対して、引き続き、新型インフルエンザ等の感染予防策(手洗い・うがい・咳エチケット等)の徹底や施設内における感染拡大防止策の徹底、有症状者(発熱・呼吸器症状等)の把握等を要請するとともに、県内での患者発生等まん延のおそれがある場合には臨時休業を適切に行うよう要請します。

- ① 県等は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ② 県等は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

(4)-3 検疫所との連携

【参考】県等による措置

- ① 県等は、引き続き、検疫所から提供される入国者等の情報を有効に活用し、必要に応じ協議を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大をできるだけ抑えるために連携して対応します。
- ② 県等は、検疫所から、同乗者(患者と同じ航空機または船舶に乗り合わせた者)や発生国からの入国者等、隔離・停留は必要でないが新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者として通知を受けた場合には、定められた期間、該当者の在宅において健康監視を行います。

(5) 予防接種

(5)-1 予防接種(住民接種)

国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定します。

- ① 国は、住民への接種順位について、政府行動計画の接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位を決定します⁵⁴。

⁵⁴特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではありません。

- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は接種を開始します。県及び市は、接種に関する情報提供を開始します。
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・総合保健福祉センター・公民館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

(5)-2 モニタリング

県では次のとおり対策を行います。

市は県と連携して積極的に情報収集し、関係者に対し情報提供を行います。

【参考】県による措置

県は、引き続き、特定接種を実施した場合に国において行われる、接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価について、関係者に情報提供します。

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

また、県が講じる特措法第45条等による措置に協力するとともに、市民へ周知します。

【参考】県による措置

県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じることとしています。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とすることが考えられています。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

- ③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対しては、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとします。

(6) 医療

(6)-1 医療体制の整備

【参考】県等による措置

県等は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。

- ① 県は、政令市等と連携し、帰国者・接触者外来の診療体制を、海外発生期に引き続き継続するよう要請します。
- ② 県等は、新型インフルエンザ等発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、直接、医療機関を受診せず、帰国者・接触者相談センターに事前に電話連絡するよう周知します。

(6)-2 患者への対応等

【参考】県等による措置

- ① 県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ② 県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ③ 県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。
- ④ 県等は、国が定める新型インフルエンザ等の届出基準を医療機関に周知徹底するとともに、医師が、新型インフルエンザ等患者を診察した場合に、感染症法に基づく届出が確実にされるよう要請します。

(6)-3 感染拡大に備えた準備

【参考】県等による措置

- ① 県内感染期には、原則として、すべての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に切り替えることを、県等は、あらかじめ周知します。
- ② 県内感染期には、感染症指定医療機関以外の病院でも入院治療を行わざるを得ないことを想定して、県等は、入院協力医療機関に入院病床の確保等の準備を要請します。
- ③ 県等は、新型インフルエンザ等患者の診療に備え、すべての医療機関に対し、院内

感染対策の徹底を要請します。

- ④ 県等は、人工透析患者等、新型インフルエンザ等以外で医療が必要な患者の医療を確保するよう関係医療機関に協力を要請します。

(6)-4 医療機関等への情報提供

【参考】県等による措置

県等は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6)-5 抗インフルエンザウイルス薬

【参考】県等による措置

- ① 県等は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。
- ② 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・在庫状況を把握するとともに、必要に応じ、流通調整を行います。

(6)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

【参考】指定地方公共機関による措置

上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずることとします⁵⁵。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

【参考】県による措置

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請します。

(7)-2 県民・事業者への呼びかけ

【参考】県による措置

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(7)-3 要援護者への生活支援

引き続き、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について準備を行います。

(7)-4 遺体の火葬・安置

⁵⁵特措法第 47 条

引き続き、県と連携して、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

(7)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(7)-5-1 事業者の対応等

【参考】県、指定地方公共機関による措置

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行います。

(7)-5-2 電気及びガス並びに水の安定供給⁵⁶

【参考】指定地方公共機関等による措置

電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

水道事業者である三井水道企業団は、その事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(7)-5-3 運送・通信・郵便の確保⁵⁷

【参考】指定地方公共機関による措置

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

(7)-5-4 サービス水準に係る県民への呼びかけ

【参考】県による措置

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

(7)-5-5 緊急物資の運送等⁵⁸

⁵⁶特措法第 52 条

⁵⁷特措法第 53 条

⁵⁸特措法第 54 条

【参考】県による措置

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示します。

(7)-5-6 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態

- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えます。
- 2) 国内では、地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合には、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

【参考】国による措置

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示します。

(1)-2 市の実施体制

- ① 引き続き、「市対策本部」及び「市連絡調整会議」により対応を検討します。
- ② 必要に応じて、県、近隣市町村、関係機関等と協議を行い、情報の共有を図るとともに、連携を強化します。

(1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 海外における新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部が設置された場合、状況に応じて市対策本部を設置しますが、緊急事態宣言がなされた場合、法律に基づく市対策本部とし、引き続き、対応にあたります⁵⁹。
- ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います⁶⁰。

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置**●情報収集等**

県は、新型インフルエンザ等に関する国内外の各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。

●サーベイランス

政府行動計画では、全国での新型インフルエンザ等患者の患者数が数百人程度に増加した段階の全数把握については、都道府県ごとの対応とされていることから、必要に応じ、国と協議を行った上で全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続します。また、県等において実施している学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻します。

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

- ① 県と連携し、県内及び市内における新型インフルエンザ等の発生状況や対策の内容等についてできるだけ迅速に情報提供を行います。
- ② 県は、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療対応の変更などの医療体制を周知や、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を、引き続き、適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。

(3)-2 情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情報について、県、近隣市町村、関係機関等と情報共有を図ります。

(3)-3 コールセンター等の継続

国からの要請に基づき、コールセンター等による適切な情報提供の実施について、体制の充実・強化を図ります。

⁵⁹ 特措法第 34 条

⁶⁰ 特措法第 38 条、39 条

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

市は、県と連携し、以下の取り組みに適宜協力します。

【参考】県等による措置

- ① 県等は、業界団体等を経由し、又は直接住民、事業者等に対して次の要請を行います。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。また、事業所に対し当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ② 県等は、医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請します。患者の同居者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、国が、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定します。

(4)-2 学校・施設等への対応

市は、県と連携し、以下の取り組みに適宜協力します。

【参考】県等による措置

- 県等は、引き続き、学校や社会福祉施設などの施設等に対して、新型インフルエンザの感染予防策の徹底や、施設内での有症状者の把握等を実施するよう要請します。
- ① 県等は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業⁶¹(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ② 県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対して、新型インフルエンザ様症状を有する従業員の就業の自粛や面会者の制限等を含めた感染対策を強化するよう引き続き要請します。

(4)-3 防疫調査等

市は、県と連携し、以下の取り組みに適宜協力します。

【参考】県等による措置

県等は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止します。

⁶¹ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられます。

◎緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、市は上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の対策について、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

新型インフルエンザ等緊急事態であって、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるなど特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じます。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。
- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行います。要請に応じない学校、保育所等に対しては、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。なお、県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとします。
- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。

なお、県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとします。

(5) 予防接種

(5)-1 予防接種

- ① 国においては、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ② 県は、引き続き、特定接種を実施した場合に国において行われる、接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価について、関係者に情報提供します。

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、市は必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・ 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、市は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(6) 医療

(6)-1 医療体制の確保

市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会等と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして、住民への周知を図ります。

(6)-2 患者への対応、医療機関への要請等

県では次のとおり対策を行います。

市は、県の周知を受け、対応します。

【参考】県等による措置

県等は、以下の対応を行います。

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として、すべての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行います。
 - ・ 帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来での診療体制からすべての医療機関において患者を診療する体制に切り替えるため、すべての医療機関に対し外来診療を行うよう要請します。
 - ・ 慢性疾患により投薬が中心となる患者については、処方期間を普段より長くするなど、流行期間中の受診を可能な範囲で減らすように、医療機関に要請します。
 - ・ すべての疾患において、可能な範囲で、不要不急の受診を控えるように患者に対して呼びかけます。
 - ・ 市町村、医療機関などの関係機関に対し、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう周知します。
 - ・ 入院については、入院協力医療機関での対応を基本としますが、流行が拡大した際には、すべての入院可能な医療機関で対応します。
 - ・ 医師が、在宅で療養する患者に対して、電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知します。
- ② 県等は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整します。
- ③ すべての医療機関に対して、新型インフルエンザ等に対する院内感染対策の徹底を要請します。
- ④ 県等は、引き続き、人工透析患者等、新型インフルエンザ等以外で医療が必要な患者の医療を確保するよう関係医療機関に協力を要請します。

(6)-3 医療機関等への情報提供

【参考】県等による措置

県等は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6)-4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

【参考】県による措置

県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・在庫状況を把握するとともに、必

要に応じ、流通調整を行い、又は、国に対して、国備蓄分の配分等の要請を行います。

(6)-5 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

県等は次のとおり対策を行います。

市は、県が実施する臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。

【参考】指定地方公共機関、県等による措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます⁶²。
- ② 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合には、患者治療のための医療機関における定員超過入院⁶³等を行うほか、臨時の医療施設⁶⁴を設置し、医療を提供します。臨時の医療施設は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため設置します。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

【参考】県による措置

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請します。

(7)-2 県民・事業者への呼びかけ

【参考】県による措置

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

⁶²特措法第 47 条

⁶³医療法施行規則第 10 条

⁶⁴特措法第 48 条第 1 項及び第 2 項（保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置します。）

(7)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(7)-3-1 業務の継続等**【参考】指定地方公共機関等による措置**

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行います。

(7)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給**【参考】指定地方公共機関等による措置**

電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

水道事業者である三井水道企業団は、その事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(7)-3-3 運送・通信・郵便の確保**【参考】指定地方公共機関による措置**

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

(7)-3-4 サービス水準に係る県民への呼びかけ**【参考】県による措置**

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

(7)-3-5 緊急物資の運送等**【参考】県による措置**

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。

- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示します。

(7)-3-6 物資の売渡しの要請等⁶⁵

【参考】県による措置

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たり、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とします。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用することとします。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じることとします。

(7)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県と連携して、以下の措置を行います。

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います⁶⁶。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国と連携し、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

(7)-3-8 要援護者への生活支援

市は、基本的対処方針に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

(7)-3-9 埋葬・火葬の特例等⁶⁷

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させるよう対処します。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長が、国が定める埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例により行います。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

⁶⁵特措法第 55 条

⁶⁶特措法第 59 条

⁶⁷特措法第 56 条

(7)-3-10 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等⁶⁸**【参考】国による措置**

国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定します。

⁶⁸特措法第 57 条

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目的

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

【参考】国による措置

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示します。

(1)-2 緊急事態解除宣言

【参考】国による措置

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告します⁶⁹。

(1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等、対策の見直しを行います。

(1)-4 政府対策本部の廃止

【参考】国による措置

新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止さ

⁶⁹国は、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行います。

れたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し公示します⁷⁰。

(1)-5 県対策本部の廃止

【参考】県による措置

政府対策本部が廃止されたときは、速やかに県対策本部は廃止します。

(1)-6 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止します⁷¹。

(2) 情報収集

市は県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ以下の取組みに適宜、協力します。

【参考】県等による措置

●情報収集

県は引き続き、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じるなどして必要な情報を収集・分析し、情報把握に努めます。

●サーベイランス

- ① 県等は、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 県等は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

県と連携し、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性、その他の情報を提供します。

(3)-2 情報共有

新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情報について、関係機関と情報共有します。

(3)-3 相談体制の縮小

国からの要請に基づき、状況を見ながら、相談体制を縮小します。

(4) 予防・まん延防止

市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを住民に周知します。

⁷⁰特措法第 21 条

⁷¹特措法第 25 条、第 37 条

(5) 予防接種

(5)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(6) 医療

(6)-1 医療体制

【参考】県等による措置

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

(6)-2 抗インフルエンザウイルス薬

【参考】県による措置

県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

【参考】県による措置

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 市民・事業者への呼びかけ

県と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(7)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(7)-2-1 業務の再開

【参考】県による措置

- ① 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知

します。

- ② 県は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行います。

(7)-2-2 要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に対して行っていた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を、基本的対処方針に基づき、状況に応じて平時の状態に戻します。

(7)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、県、近隣市町村、指定地方公共機関等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されます。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指しています。)

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことです。

- * 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そうなど)、二類感染症(急性灰白髄炎、結核、ジフテリアなど)若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されています。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床です。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来のことです。県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定します。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、原則として、すべての医療機関で診療する体制に切り替えることとしています。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、専用外来設置医療機関に設置された帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターです。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤です。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイ

ルスの増殖を抑える効果があります。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)及び防護服

エアロゾル、飛まつなどの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要があります。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味です。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともあります。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものです。

○ 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数のことです。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置です。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがあります。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009 年(平成 21 年)4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザのことで、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられていましたが、2011 年(平成 23 年)3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009 」としています。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの

で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののことです。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため行うもので、感染症法第 15 条に基づく調査です。

○ 致命率(Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合です。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたことなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者です。

○ 発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合のことです。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンです。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い用語です。なお、学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のことです。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)です。

○ PCR(Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法です。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されています。